

令和7年度KCみやぎ産学共同研究会企画運營業務企画提案募集要領

1 委託業務名

令和7年度KCみやぎ産学共同研究会企画運營業務（以下「本業務」という。）

2 目的

本業務は、KCみやぎ推進ネットワーク設置要綱（平成20年1月15日施行）第2条で定めるKCみやぎ推進ネットワーク構成機関（以下「構成機関」という。）と県内企業等が相互に協力してKCみやぎ産学共同研究会（以下「研究会」という。）を実施する中で、企業の提案力、技術力及び研究開発力を向上させ、地域産業の競争力強化及び地域経済の発展を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

4 業務内容

2の目的を達成するため研究会を運営する。なお委託業務の詳細については令和7年度KCみやぎ産学共同研究会企画運營業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定める。

5 事業規模

事業費（委託費の上限額）及び採択件数（予定）は次のとおりとする。

なお、この金額は上限額を示すものであり、宮城県（以下「県」という。）がこの金額で契約することを保証するものではない。また、金額には消費税及び地方消費税が含まれるものとする。

委託費の上限額	採択件数（予定）
1件当たり660,000円	3件

6 応募資格

企画提案に応募する構成機関（以下「企画提案機関」という。）に必要な資格は、次のとおりとする。

なお、構成機関のうち、支援機関、経済・産業団体、金融機関が企画提案機関となる場合には、学術機関の参画を必須とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- （2）県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- （3）宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- （4）宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- (5) 県内企業に対する技術的支援、受託研究又は共同研究を積極的に行うなど、県内における産学連携活動の実績を十分に有していること。
- (6) 個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、その適正な管理を行うことのできる者であること。

7 応募手続き

(1) 応募方法

次に示す提出書類を、提出期限までに(4)の書類提出先へ持参または郵送すること。郵送の場合は、提出期限内の消印有効とし、封筒に「企画提案書在中」と明記すること。

なお、持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出書類及び部数

- イ 企画提案書(指定様式) 6部
- ロ 研究者の業績や研究履歴が分かるもの(論文の要約やウェブサイトの写し等) 6部
- ハ その他、企画提案機関が添付を希望する資料(任意) 6部

(3) 提出期限

令和7年5月30日(金)

(4) 提出先

〒981-3206 仙台市泉区明通二丁目2番

宮城県産業技術総合センター企画・事業推進部基盤技術高度化支援班(KCみやぎ担当)

電子メール: kc@pref.miyagi.lg.jp

8 応募に当たっての留意事項

- (1) 研究会は、構成機関と県内に事業所(本社、開発拠点や生産拠点等)を有する1社以上の企業等から構成されること。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しない。
- (3) 企画提案に係る費用は、全て企画提案機関の負担とする。
- (4) 提出書類は、片面印刷としクリップ止めとすること。(ホチキス止めをしてはならない。)
- (5) 提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、県が補正を求めた場合又は補正書類の提出を求めた場合は、この限りではない。
- (6) 企画提案機関が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。
 - イ 提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。
 - ロ 参考見積額が前記5の事業費(委託上限額)を上回っているとき。
 - ハ 県が指定する日時のプレゼンテーション審査に参加できないとき。
 - ニ 提出書類の内容に虚偽、不正又は本要領の定めに違反する記載があったとき。
 - ホ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - ヘ その他、不正な行為があったとき。
- (7) 企画提案にあたって疑義が生じた場合は、下記により問い合わせること。
 - イ 受付期間 令和7年5月16日(金)午後5時まで
 - ロ 質問方法 電子メールにより行う。なお、件名は「KCみやぎ産学共同研究会企画提案に係る質問(提案機関名)」とすること。('提案機関名'は略称も可とする。)

ハ 質問先 宮城県産業技術総合センター企画・事業推進部基盤技術高度化支援班（K C みやぎ担当）

電子メール：kc@pref.miyagi.lg.jp

ニ 回答方法

随時、宮城県経済商工観光部新産業振興課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ電子メールで回答することがある。

9 業務委託候補者の決定

(1) 業務委託候補者の選定方法

イ K C みやぎ産学共同研究会企画提案審査会（以下「審査会」という。）において、企画提案書及び企画提案機関からのプレゼンテーションにより企画提案を審査する。

ロ 審査にあたっては、審査委員が下記（3）に基づき評価する。

(2) プレゼンテーション審査

イ 実施日

令和7年6月10日（火）

ロ 実施会場

宮城県産業技術総合センター（仙台市泉区明通二丁目2番地）

ハ 実施方法

- ・企画提案機関1者当たりの持ち時間は20分以内（説明10分以内、質疑応答10分以内）を予定している。
- ・事前に提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布や資料の差替え等は認めない。

ニ 選定結果の通知

審査会終了後、全ての応募者に書面及び電子メールで通知する。

(3) 審査項目及び配点

イ 審査項目及び配点は下表のとおりとする。

審査項目	配点
1 テーマの選定、アイデアの着眼点が良いか	10点
2 研究会の目的・目標が適切に設定されているか	10点
3 目的・目標の達成につながる活動内容となっているか	10点
4 スケジュールが適切に設定されているか	10点
5 参画企業の提案力、技術力、研究開発力の向上につながるか	10点
6 共同研究、外部資金応募、商品化などの展開が見込めるか	10点
7 その他、企画提案に優れた内容が含まれるか	10点

ロ 以下に該当する場合は、合計得点（全ての委員の点数の合計）に加点する。

加点項目	配点
1 参画企業に、中小企業基本法（昭和38年法律第154等）第2条第1項に規定する中小企業又は同条第5項に規定する小規模事業者が含まれる	10点

2 参画企業に、製造業（日本標準産業分類 大分類E）を主たる事業として営む者が含まれる	10点
3 運営者が過去10年間研究会の採択実績がない	10点

10 委託契約に係る注意事項

- (1) 県は、仕様書に基づき、予定価格の範囲内での見積り合わせにより、本業務を委託する。
- (2) 県は、本業務の委託に際して、選定された企画提案書の内容を基に加除修正し、最終的な仕様書として提示する場合があるものとする。